

推スル等諸般ノ方途ヲ講スルコト。
 六、錬成委員ノ事務執行ニ付テハ、克ク之ガ指導監督ヲ行ヒ不
 任ト認メラレ吾ハ不都合ノ所屬アリタルトキハ之ヲ辭職スル
 コト。
 七、道府縣又ハ市町村ニ於テ既ニ錬成委員類似ノモノヲ設置
 シタルトキハ可成之ヲ錬成委員設置要綱ニ依ルモノニ改ムル
 コト。此ノ場合ニ於テハ市町村ト充分協議ヲ遂ゲ同意ナル
 注意ヲ拂フコト及ニ特種ノ事情アリテ運カニ実施シ難ク認メ
 ラルトキハ本省ニ打合せヲナスコト。
 八、市町村ニ於テ設置スルモノニ對シテハ錬成委員ナル名稱
 ヲ使用セシメザルコト。
 九、錬成委員ヲ設置シタルトキハ遲滞ナク左記様式ニ依リ學生
 大臣宛報告スルコト。

三六

第三章 鍛錬指導者ノ養成

三八

本事項ニ就テハ昭和十八年度ハ、指導者ノ計画配置ニ重シク
 置キ、政府ノ意圖ヲ國民各層ニ十分ニ浸透セシメ決戦下ニ於ケ
 ル國民、特に生産増強ニ挺身シツツアル青少年ノ心身鍛錬ノ成
 果ヲ挙グルコトニ努力シ來レリ。

コノ施策ニ基キ、本年度ニ於テ実施セラレタル事項左ノ如シ。

一、心身鍛錬指導者中央錬成会

(一) 第一次中央錬成会

自六月二十八日至七月三日六日間厚生省津田山修錬道場ニ
 開催、全國都道府縣至七大都市ノ体育行政担当者六〇名ヲ
 参加セシメ、各方面ノ權威者ヲ講師トシテハ体育行政一般
 及体育武道ノ実地指導等ヲ行ヘリ。

(二) 第二次中央錬成会

自七月二十日至七月二十四日五日間厚生省津田山修錬道場

二 開催、全国都道府県並七大都市ノ体育実務指導者大会。名ヲ参加セシメ、男女体力章検定及体育一般ニツキ錬成講習ヲ行ヒ、体育技術指導ノ向上ヲ図レリ。

三 特殊地区心身鍛錬指導者錬成会

東北地方が被災強災ノ源泉地タル重要性ニ鑑ミ、東北地方心身鍛錬指導者錬成会ヲ自九月十日至九月十四日五日間宮城縣玉造郡川渡村ニ於テ開催セリ。

参加者ハ東北六縣各縣ヨリ町内会、郡总会、健康部指導者（十名以内）合計五十一名ノ錬成ヲ行ヒ主トシテ町内会、郡总会ニ於ケル体育武道ノ指導講習ス。

二 地方心身鍛錬指導者錬成会

都道府県ニ於ケル指導者養成ニ錬成会ハ本省ノ指導者講習会配置ノ方針ニ基キコレが実施ヲ期シ居リ指導者錬成会ハ各府縣毎ニ八月上旬及八月下旬ノ二回ニ分ケ開催セシメ、本

三九

省ヨリ関係官ヲ講師トシテ派遣、指導ニ當リ尚地方ニ於ケル指導者養成状況ヲ視察セシメタリ。

三 大日本武徳会、大日本体育会ヲシテ、ソレゾレ指導者ノ養成

錬成ニ當ラシメタリ。

四 大日本武徳会ニ對シテハ、武道章検定ノ実施ニ関シコレが

実施上ノ諸事項ヲ指導ノ為講習会ヲ開催セシムル予定ナリ。本年度予定行事ハ実施終了セルガ昭和十九年度ニ於テハ、都道府県ヲシテ、市町村ニ於ケル心身鍛錬指導者ノ計画配置ヲ一層徹底セシムル共ニ、町内会、郡总会ノ健康部及職場ニ於ケル健康会ノ心身鍛錬指導者ノ充實ヲ期セント欲ス。